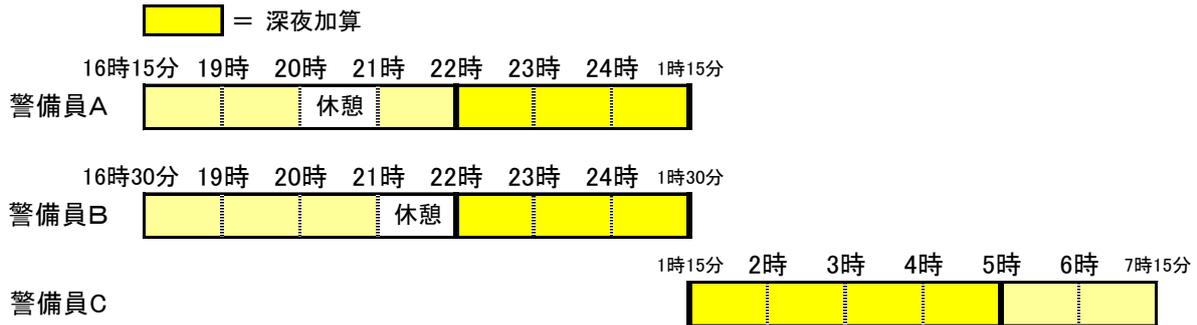


- ※ 1 時給は、地域別最低賃金額以上とする。
- ※ 2 時間外加算、休日加算額は、労働基準法第37条第1項の規定により算出している。
(労働基準法第37条第1項の時間外及び休日の割増賃金に係る率の最低限度を定める政令に基づき、延長した労働時間については2割5分、休日の労働については3割5分の率で加算する。)
- ※ 3 深夜加算額は、労働基準法第37条第4項の規定により算出している。
(午後10時から午前5時の間に労働させた場合は、通常の賃金の2割5分以上の率で計算した割増賃金を支払わなければならない)
- ※ 4 夜間勤務における休憩は、それぞれ下記のとおりとして、深夜加算額を計算している。



※ 5 令和7年度の平日、土日・祝祭日等の日数は以下のとおり。

年	月	平日	土日	県の閉庁日	祝日	計
令和7年	4月	21	8	0	1	30
	5月	21	6	0	4	31
	6月	20	9	0	1	30
	7月	22	8	0	1	31
	8月	21	8	0	2	31
	9月	19	9	0	2	30
	10月	22	8	0	1	31
	11月	20	7	0	3	30
	12月	20	9	2	0	31
令和8年	1月	19	8	3	1	31
	2月	18	7	0	3	28
	3月	20	10	0	1	31
計		243	97	5	20	365

※県の閉庁日とは
「仕事納めから仕事納めまでの期間」のうち、土日祝日を除いた日

土日に祝日が重なる場合は、祝日で計上

※ 6 本会議の日数は、以下のとおり。

会期	開会日	代表質問	一般質問	先議	閉会日	計
6月	1	2	4	1	1	9
9月	1	2	4	1	1	9
11月	1	2	4	1	1	9
2月	1	3	4	1	1	10
計	4	9	16	4	4	37